

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と規制措置の現状

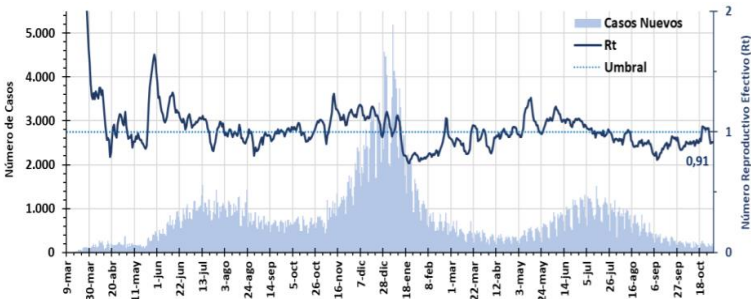
令和3年11月8日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

項目	目標	現状 (括弧内は前々週比)
1週間の新規感染者数	－	1,131(-68)
1週間の新規死者数	－	8(-19)
検査陽性率	－	2.5%(-0.4)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	0.91 (±0)
致死率	3%未満	1.5% (-0.1)
利用可能な病床数	20%以上	45% (-1)
利用可能な I C U 病床数	15%以上	56% (-2)
利用可能な人工呼吸器	－	83% (+2)

(出典:11月2日汎米保健機構発表)

感染者数と実効再生産数(Rt)推移



(出典:11月2日汎米保健機構発表)

(※9月21日以降、保健省が会見を行わなくなったため、当該資料は隔週発表の汎米保健機構の情報に基づいています。)

規制措置の現状

	保健省発表による規制措置等（パナマ県）
1 夜間外出禁止（撤廃）	9/27より、パナマ県全域で、夜間外出禁止措置を撤廃。 8/9より、タボガ島、オトケ東・オトケ西は夜間外出禁止措置を撤廃。
2 経済活動等（撤廃）	9/27より、パナマ県全域で、レストラン等の営業終了時間措置の撤廃。
3 その他措置等	（1）アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 （ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで） （2）ビーチ・河岸の滞在許可：9/27より、ビーチ、河岸の滞在にかかる時間制限の撤廃及びアルコールの適度な摂取の許可。 （3）4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可（収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止） （4）5/3より、オープンスペースのレストラン&バー等におけるライブ演奏（6人以下）の許可（ダンスの禁止及び収容可能人数の25%まで）